県章

三重県公報

令和元年10月11日（金）
第　46　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
380	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健康づくり課）	2
381	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
382	同件	（　同　）	3
383	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	5
384	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（　同　）	5
	公　　告		
	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更	（獣害対策課）	6
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（教育委員会）	6
	随意契約の相手方を決定した旨	(薬務感染症対策課)	9
	正　　誤		
	平成30年12月28日付け三重県公報第3070号	（道路管理課）	9
	令和元年8月23日付け三重県公報第32号	（　同　）	10

告　　示

三重県告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年10月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
薬局	つばめ薬局	津市野田字鎌切778番1	令和元年10月1日
薬局	むくもと薬局	津市芸濃町椋本906-6	令和元年10月1日
薬局	ウェルネス薬局　五味塚店	四日市市楠町南五味塚 1306番地2	令和元年10月1日
薬局	フラワー薬局生桑店	四日市市生桑町582-2	令和元年10月1日
薬局	うれしの調剤薬局	松阪市嬉野中川町843番地4	令和元年10月1日
薬局	スズカ調剤薬局　長太店	鈴鹿市長太旭町4-22-18	令和元年10月1日
薬局	スギ薬局　名張店	名張市蔵持町芝出1301番地	令和元年10月1日
薬局	平井薬局	三重郡菰野町福村94-1	令和元年10月1日

三重県告示第381号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年10月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ鈴鹿

鈴鹿市庄野共進二丁目3361-5

2　変更事項

(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目3番34号	中井　敏孝

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号	松本　順一

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	土井　栄次

株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号	小森　裕作
未定	未定	未定

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号	中嶋　克彦
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原４丁目５番36号	寺西　豊彦
株式会社万歳家具	愛知県一宮市木曽川町門間字角田35	川島　勉
株式会社第一楽器	四日市市安島２丁目3-32	服部　勝彦

3　変更年月日

2(1)　平成30年６月13日

2(2)　平成30年５月22日

4　変更理由

2(1)　建物設置者の住所及び代表者を変更したため

2(2)　小売業を行う者を変更したため

5　届出の日

令和元年９月30日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年10月11日から令和２年２月12日まで

開庁日の午前９時から午後５時まで

三重県告示第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年10月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール津南

津市高茶屋小森町145番地ほか187筆

2　変更事項

(1)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数及び位置

（変更前）

駐車場	台数	位置
駐車場１	700台	縦覧による
駐車場２	113台	縦覧による
駐車場３	327台	縦覧による
駐車場４	174台	縦覧による
駐車場５	532台	縦覧による
駐車場６	119台	縦覧による

駐車場7	304台	縦覧による
駐車場8	113台	縦覧による
駐車場9	61台	縦覧による
合計	2,443台	

（変更後）

駐車場	台数	位置
駐車場1	701台	縦覧による
駐車場2	136台	縦覧による
駐車場3	332台	縦覧による
駐車場4	274台	縦覧による
駐車場5	538台	縦覧による
駐車場6	124台	縦覧による
駐車場7	338台	縦覧による
合計	2,443台	

(2)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場1	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場2	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場3	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場4	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場5	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場6	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場7	午前6時00分から午後10時00分まで
駐車場8	午前6時00分から午後10時00分まで
駐車場9	午前6時00分から午後10時00分まで

（変更後）

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場1	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場2	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場3	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場4	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場5	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場6	午前6時00分から午前0時00分まで
駐車場7	午前6時00分から午後10時00分まで

イ　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場	出入口の数	位置
駐車場1	10箇所	縦覧による
駐車場2		
駐車場3		
駐車場4		
駐車場5		

駐車場6	2箇所	縦覧による
駐車場7	1箇所	縦覧による
駐車場8	1箇所	縦覧による
駐車場9	1箇所	縦覧による
合計	15箇所	

（変更後）

駐車場	出入口の数	位置
駐車場1	10箇所	縦覧による
駐車場2		
駐車場3		
駐車場4		
駐車場5		
駐車場6	2箇所	縦覧による
駐車場7	3箇所	縦覧による
合計	15箇所	

3　変更年月日
　令和2年5月26日
4　変更理由
　顧客利便性の向上のため
5　届出の日
　令和元年9月25日
6　届出等の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
7　届出等の縦覧の期間及び時間
　令和元年10月11日から令和2年2月12日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
令和元年10月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　鵜殿熊野線
3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
南牟婁郡紀宝町神内字後地1430番9地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字後地1427番2地先 まで	旧	10.9～12.1	35.8
	新	10.9～15.2	35.8

三重県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
令和元年10月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 六軒鎌田線	松阪市大平尾町字六地蔵308番2地先 から 松阪市大平尾町字六地蔵305番3地先 まで	令和元年10月11日

国道 25 号	伊賀市佐那具町字法華堂 929 番 1 地先 から 伊賀市佐那具町字法華堂 914 番 7 地先 まで	令和元年 10 月 21 日

公　　告

第 12 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和元年 10 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 10 月 11 日

三重県教育委員会教育長　　廣　　田　　恵　　子

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

三重県小中学校ネットワークシステムに係る端末機器等の調達　一式

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　納入期限

令和 2 年 3 月 30 日（月）までとします。

(4)　納入場所

調達説明書（仕様書）に記載のとおり

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 11 月 1 日（金）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4)　必要とする書類（納入しようとする機器等が調達説明書（仕様書）に示す仕様等に適合することを証明する書類「機能及び定価証明」）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班　担当　西村、中村

電話　059-224-3008　　ファクシミリ　059-224-2319

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和元年 11 月 21 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

令和元年 11 月 11 日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年 11 月 21 日（木）11 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和元年 11 月 21 日（木）11 時

なお、入札書は令和元年 11 月 12 日（火）から同月 21 日（木）11 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名　三重県小中学校ネットワークシステムに係る端末機器等の調達

(7)　開札の日時及び場所

日時　令和元年 11 月 21 日（木）11 時 30 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased：

Supply of terminal equipment of the network system of the elementary school and junior high school of Mie Prefecture : 1 unit.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 11:00 A.M. on Thursday, November 21, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, November 12, 2019 and 11:00 A.M. on Thursday, November 21, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:30 A.M. on Thursday, November 21, 2019.

(4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008　FAX:059-224-2319

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年10月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　物品等の名称及び数量　抗インフルエンザウイルス薬（ラニナミビルオクタン酸エステル水和製剤）イナビル吸入粉末剤20mg　行政備蓄用
20mg1キット×2容器　77,000セット

2　担当部局　三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部薬務感染症対策課

3　契約の相手方を決定した日　令和元年8月19日

4　契約の相手方　東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
第一三共株式会社
代表取締役社長　眞鍋　淳

5　契約金額　133,317,800円（うち消費税及び地方消費税　12,119,800円）

6　決定手続　随意契約

7　随意契約の理由　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

正　　誤

平成30年12月28日付け三重県公報第3070号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ　　行

8　　34から36

誤

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
度会郡大紀町三瀬字平石330番4地先 から 度会郡大紀町三瀬字小段田322番2地先 まで	旧	6.74～16.39	40.42
	新	6.74～29.93	40.42

正

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
度会郡大紀町三瀬川字平石330番4地先 から 度会郡大紀町三瀬川字小段田322番2地先 まで	旧	6.74～16.39	40.42
	新	6.74～29.93	40.42

令和元年８月23日付け三重県公報第32号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ　　行

4　　15から17

誤

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 打見大台線	度会郡大紀町三瀬字平石330番４地先 から 度会郡大紀町三瀬字小段田322番２地先 まで	令和元年８月23日

正

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 打見大台線	度会郡大紀町三瀬川字平石330番４地先 から 度会郡大紀町三瀬川字小段田322番２地先 まで	令和元年８月23日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/